

# 丹波市多文化共生推進基本方針(案)に対するパブリックコメント(意見公募)要領

## 1 案件

丹波市多文化共生推進基本方針(案) ※やさしい日本語版含む

## 2 趣旨

本市においては、外国人市民は年々増加しており、平成26年3月末時点で641人であった外国籍の市民が、令和6年3月末時点では1,276人と、10年間で約2倍に増えている状況にあります。外国人市民の増加、定住化に伴い、地域、学校、職場など様々な場所で課題が顕在化しており、外国人市民を一時的な滞在者としてではなく、「生活者」として認識する視点が必要となっています。

このような状況を踏まえ、様々な文化や多様性を認め合いながら、同じ地域の一員としてお互いを尊重し、誰もが安心して暮らすことができるよう、また、外国人市民が地域社会に参画し、活躍できる多文化共生社会を実現するための取組を推進するため、「丹波市多文化共生推進基本方針」を策定します。

今回、この基本方針案について、広く市民の皆さまにご意見を伺うため意見公募を行います。

## 3 募集期間

令和6年10月30日(水)～令和6年12月2日(月) 午後5時(必着)

## 4 意見を提出できる人

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内に存する事務所若しくは事業所に勤務する者又は市内に存する学校に在学する者
- (4) 丹波市ふるさと住民登録制度実施要綱(平成30年丹波市告示第186号)の規定に基づき登録された者
- (5) 意見等を求める事項に関し利害関係を有する者

## 5 閲覧場所

- (1) 市ホームページ
- (2) まちづくり部人権啓発センター(氷上住民センター別館内)
- (3) 各支所
- (4) 各住民センター、ライフピアいちじま、市民プラザ(丹波ゆめタウン2F)
- (5) 丹波市国際交流協会

## 6 意見の提出方法

「意見票」に氏名・住所・電話番号、ご意見・ご提案、結果公表の意向を記入のうえ、下記のいずれかの方法でご提出ください。

- (1) 持 参：上記の閲覧場所に設置の意見箱に投函
- (2) 郵 送：〒669-3692 丹波市氷上町成松字甲賀1番地  
まちづくり部 人権啓発センター 宛
- (3) F A X: 0795-82-4370 (※電話は不可)
- (4) 電子メール：[jinken@city.tamba.lg.jp](mailto:jinken@city.tamba.lg.jp)
- (5) ホームページ：右の二次元コードから



## 7 意見の公表等

- (1) 提出されたご意見・ご提案に対する市の考え方を回答としてとりまとめ、市ホームページで公表します。(公表を希望されない場合を除く。)
- (2) 提出されたご意見等に対し、個別の回答は行いません。
- (3) 意見募集の結果公表の際には、ご意見以外の内容(住所、氏名等の個人情報等)は公表しません。〔丹波市パブリックコメント手続実施要綱〕により適正に取り扱います。〕

## 8 問合せ先

丹波市まちづくり部人権啓発センター人権推進係 電話：0795-82-0242